

令和5年3月23日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 様

国税庁課税部
軽減税率・インボイス制度対応室長
福田 あづさ

インボイス制度に関する協力依頼について

平素より税務行政につきまして深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、インボイス制度については制度の開始が迫りつつあるところ、事業者の方々から様々なお問合せをいただいております。国税庁としましても、いただいたお問合せに適切に対応し、事業者の皆様が円滑に制度開始を迎えることができるよう、周知広報をはじめ、各種取組を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、下記について貴連合会傘下の各団体及び各会員の皆様に周知いただくとともに、引き続き、インボイス制度の周知広報等への御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 登録申請に関する留意事項等の周知

確定申告期以降、インボイス登録センターには、事業者の方から、

- ・ 登録通知が届かないが、いつ届くのかといったお問合せ
- ・ 登録通知書を再発行してほしい、といった御要望

が非常に増えております。

会員の皆様におかれましては、通知書の紛失リスクのないe-Taxでの申請・受領をお願いするとともに、以下につきまして御留意いただきますようお願いいたします。

① 申請から登録通知を受けるまでには一定の期間（※）を要すること

※ 平均的な処理期間は国税庁HP「インボイス制度特設サイト」に掲載しております。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/kensu_kikan.pdf

② 平均的な処理期間を徒過しても登録通知が届かず、登録状況のお問合せをされる場合には、申請時期、申請方法（例：e-Taxで申請した、登録センターに郵送した）などの情報を事前に御用意いただいた上でお問合せいただきたいこと

- ③ 書面での通知を希望された場合には、原則として通知書の再発行はできないこと（やむを得ない事情により再発行する際には、新規申請と同様の処理期間が必要となります。）

2 「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」の掲載

インボイス制度に対応するため、事業者の皆様は、登録要否の御検討、既存の請求書等の見直しや、補助金の適用を受けるかの御検討、取引先との取引条件の見直しなど様々な検討・準備をされていると考えております。

こうした事業者の方々が抱えられている様々な疑問やお悩みについては各省庁等の相談窓口において対応させていただいているところです。

今般、事業者の方々の疑問やお悩みについて、どの窓口に相談すべきか確認いただけるよう、相談内容別の各省庁等の相談窓口一覧表を作成し、国税庁ホームページに掲載しましたので、会員の皆様の検討・準備の際の一助として御活用ください。

また、当該相談窓口一覧表について、次のバナーを、貴連合会ホームページに掲載いただきますようお願い申し上げます。

【相談窓口一覧表のリンク・バナー】

（国税庁ホームページリンク先）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

（バナー）



事業者の皆様へ

どこに相談すればいいの？
どんな支援があるの？



インボイス制度に関する相談窓口一覧表

こうした様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

制度のご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	一般のご質問 「インボイス制度とは何か」など、Q Aやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	税務相談チャットボット（AIが24時間自動回答） 国税庁インボイスコールセンター	ご利用は こちら から（特設サイトからも利用可） 0120-205-553 （9:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト
	一般のご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など	別添1＜農業等専用ダイヤル一覧＞ をご覧ください	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について
	個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など	所轄の税務署	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《国税庁HP》 税務署などの所在地などを知りたい方
	e-Taxにより登録申請を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 （9:00-17:00 土日祝・年末年始除く） ※ 確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧ください	《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
補助金のご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-424 （9:30-17:30 土日祝・年末年始除く）	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
	小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用（税理士等への相談費用を含みます）等を補助します	【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務局 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	別添2＜都道府県地方事務局一覧＞ をご覧ください 03-6632-1502 （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金
取引先からの代金減額・取引中止 要請などについてのご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般のご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添3＜独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧＞ をご覧ください	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請法に関する一般のご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添4＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞ をご覧ください	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618 （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	《全国中小企業振興機関協会HP》 下請かけこみ寺
	建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など	地方整備局、都道府県 など	別添5＜建設業専用ダイヤル一覧＞ をご覧ください	《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督
経営に関するご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	経営に関する一般のご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県のよろず支援拠点	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧
	経営に関する一般のご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサーチ 《日本商工会議所HP》 商工会議所（都道府県連）名簿